

平成30年度 第1回 鹿児島市子ども・子育て会議保育部会

【開催日時】

平成30年11月28日（水） 15:30～16:30

【開催場所】

鹿児島市役所西別館2階203会議室

【出席者】

○部員 6名

前原部会長、平嶋部員、小島部員、富永部員、西蔭部員、山崎部員

○鹿児島市

上園保育幼稚園課長、原口谷山福祉課長、下江学校教育課長、ほか事務局職員

【会次第】

1 開 会

2 議 事

(1) 幼保連携型認定こども園の認可について

(2) 幼保連携型認定こども園の設置者変更の認可について

(3) 特定教育・保育施設の確認（利用定員）について

3 その他

4 閉 会

【審議の概要】

(1) 幼保連携型認定こども園の認可について

(事務局)

[資料説明] (資料1～3)

【用語説明】

1号認定：満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

2号認定：満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合

3号認定：満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合

【質疑応答概要】

(部員)

松青こども園について整理したいが、今回の移行で0・1歳をベビーズ分園に移して、本園は0・1歳以外にするということか。

(事務局)

現在、保育所として運営しており、0・1歳を分園、2～5歳を本園でみている。今回、2・3号の定員増を行うとともに本園に1号を設定して幼保連携型認定こども園へ移行する。

(部員)

分園は既にあるということか。

(事務局)

そのとおりである。

(部員)

調理室は分園にもあるが、本園で調理したものを搬入することについて、現在その体制で運営しているのだから、特に不都合はないと理解してよいか。

(事務局)

分園への搬入は許されている。

(部員)

食育の重要性を考えると、調理員に栄養士も含まれているかと思うが、調乳、離乳食が必要な場所に調理員がいないのは少し気になる。

(部会長)

調理員に栄養士の資格要件はないが、一般的にどの施設にも1～2人はいると思う。基準上では栄養士がいなくても調理員がいれば問題ない。ただし、乳児室、ほふく室のある施設は調乳設備がないと基準適合にならないということによいか。

(事務局)

そのとおりである。

(部員)

献立計画は調理員だけでできるのか。

(部会長)

栄養士は必置ではないため、いなくても問題ない。現実的には、栄養士の資格を持っている人がいるのではないか。

(部員)

10割と言っていいほど、栄養士はいるかと思う。

(部会長)

幼稚園にも栄養士はいるのか。

(部員)

認定こども園にも栄養士はいる。幼稚園のままのところはいない。非常勤を配置しているところもあるが。

(部員)

学校なら給食センターから搬入するが、認定こども園なら給食を提供することから調理員が必要ということか。

(部会長)

栄養士は必要ではないが、現実的には、幼稚園もほぼすべての園で栄養士を設置しているという

ことになる。

(部員)

資料3で施設の運営方針が示されているが、それが適当であるかどうかの評価はどこが行っているのか。

(事務局)

運営方針については認可基準ではない。例年、設備の認可基準を説明しているが、それだけではどんな認定こども園なのか分かりづらかったのではと思い、今回紹介したところである。もしご意見があれば園に伝えることは可能である。

(部員)

「保育の質」が大切になってきている中で、新しく設立する認定こども園に関しては、「保育の質」が確保できる園でなければならない。運営方針等が適しているか審査することがあるのではないかと思ひ尋ねたところである。

(事務局)

施設の選定については庁内と外部の委員も入った施設整備審査会を開いている。それに先立ち、運営方針や教育・保育の内容については設置者と保育幼稚園課で面接を行っている。面接時の印象や、運営方針等が適しているか等の結果を踏まえた上で審査会に諮っているため、一定の基準は超えているものと判断している。

(部員)

そういう審査が必要だと思う。

(部会長)

「保育の質」が様々なかたちで問われているため、今後も同様に取り組んでいただきたい。

(部員)

開園時の配置予定数と10/31時点の確保数が示されているが、保育士の確保が難しい中で、現在の状況等分かるものがあれば教えてもらいたい。

(事務局)

保育士の確保状況については、定期的に確認しているところであり、開園まで数か月あるため、引き続き確認していく。

(部員)

この配置予定数は各園の希望確保数ということか。

(事務局)

そのとおりである。職員が何人いて、どうローテーションを組んでいくかは園の考え方で違ってくる。設置者は現在、保育所を運営していて、運営等について何も知らないわけではないことから、設置者の希望確保数を記載している。

(部会長)

確認だが、配置予定数と確保数は、保育士、保育教諭に限定した数か。

(事務局)

そのとおりである。

(部会長)

現時点の確保状況でも配置基準はクリアしていると判断してよいか。

(事務局)

実際運営するとなると、保育時間が11時間であり、月曜～土曜まで開けなければならないため、

今のままでは難しいと思う。ただ、認可できない人数なのと言われると、そうではない。

(部員)

保育所から認定こども園に移行する場合、待機児童が多い地域に限定し、1号認定を新たに設け、待機児童の多い0・1・2歳の2号認定の定員を広げるという基準があるかと思う。待機児童が少ない地域でも認定こども園に移行したいという意見を度々聞くため、改めて基準を確認させてもらいたい。

(事務局)

待機児童が生じている地域において、2・3号の定員増を伴う移行を保育所等整備計画に基づいて行っている。この計画は31年度までであるため、今後については、32年度以降の計画を作成する中で方針を検討していきたいと考えている。

(部員)

資料3の「教育・保育の内容」が保護者に向けてアピールしている内容になっているように感じる。認定こども園に移行する園の認可なのだから、保育課程を示した方がよいのではないかと思う。

(事務局)

認可申請の中で、保育の全体計画、個別計画を提出してもらっている。

(部員)

新設の園に関わらず、審査する上で保育理念や目標を示した方がよいと思う。

(部会長)

全体計画や保護者へ向けた内容に、保育理念や目標が含まれているかと思うが、部員の意見も参考に今後考えてもらいたい。

(2) 幼保連携型認定こども園の設置者変更の認可について

(事務局)

[資料説明] (資料4)

【質疑応答概要】

特になし

(3) 特定教育・保育施設の確認(利用定員)について

(事務局)

[資料説明] (資料5)

【質疑応答概要】

特になし

3 その他

(部員)

新しく施設を整備することで待機児童が解消される見込みだと思うが、今回の定員設定で待機児童の状況は今後どうなるのか。

(事務局)

今回新しく設定する530人に対しては受け皿が増えることから、待機児童の解消にはなる。ただ、保育需要は毎年変わり、年々右肩上がりとなっている。来年の需要がどれほどあるかにもよるため、待機児童が実際どれほど解消されるのかは来年にならなければ分からない。

(部会長)

参考までに聞くが、29年度の待機児童と比べると今年度は減っているのか。

(事務局)

昨年度は252人、今年度は158人であり、100人弱は減っている。4/1時点の待機児童数で考えると今回の設定でカバーできる。ただ、4/1は年度の入れ替わり時期であることから、待機児童は少ない。4月以降、育休等で子どもを預けたい家庭が増えていくため、今回の設定でどのくらいカバーできるか注視していく。

(部会長)

今回出された意見や、今後の保育情勢を踏まえた上で、子育てに関する部分を検討していただけたらと思う。